当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの問い合わせ・相談・要望・苦情・紛争（以下「相談・苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

1．相談・苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2．事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3．相談・苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

相談・苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

担当部署	筑後信用金庫　総務部		
住　　所	〒830－0032　久留米市東町 35-10	電話番号	ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 0120-350-452
受付日時	信用金庫営業日　9:00～17:00	ＦＡＸ	0942-39-1264
受付媒体	電話、手紙、面談	e メール	chikusin@world.ocn.ne.jp

＊お客さまの個人情報は相談・苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4．当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも相談・苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

	全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）	九州北部地区しんきん相談所 （一般社団法人九州北部信用金庫協会）
住　　所	〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-3-7	〒812-0016　福岡市博多区博多駅南 1-10-4 第二博多偕成ビル 3F
電話番号	03－3517－5825	092-481-8815
受 付 日 時　　間	月～金曜日（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00	月～金曜日（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5．福岡県弁護士会のほか、東京弁護士会等が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当金庫「総務部」または上記「しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

（福岡県弁護士会仲裁センター等）

名　称	天神弁護士センター	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住　　所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 5-14-12 （南天神ビル内）	〒803-0816 北九州市小倉北区金田 1-4-2 （北九州弁護士会館内）	〒830-0021 久留米市篠山町 11-5 （筑後弁護士会館内）
電話番号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受 付 日 時　　間	月～金曜日　9:00～19:00 土 日 祝日　9:00～13:00	月～金曜日（祝日を除く） 9:30～12:30、13:30～15:30	月～金曜日（祝日を除く） 10:00～11:30、13:00～16:00

（東京弁護士会等）

名　称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　　所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時　　間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

筑後信用金庫

６．東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

（１）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客さまは、福岡弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（２）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、福岡弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

７．当金庫の相談・苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ＡＤＲ制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して相談・苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

金融ＡＤＲとは、金融機関の業務に関する紛争を解決するための裁判外紛争解決手続きのことをいいます。
訴訟に代わる、斡旋、調停、仲裁等の当事者の合意に基づく紛争解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される制度です。

（１）営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客さまからの相談・苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
（２）相談・苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
（３）相談・苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、相談・苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を営業店、関係部署および総務部から行います。
（４）お客さまからの相談・苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
（５）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
（６）お申し出のあった相談・苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、相談・苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
（７）相談・苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
（８）相談・苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
（９）お客さまからの相談・苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
（10）相談・苦情等への取組体制

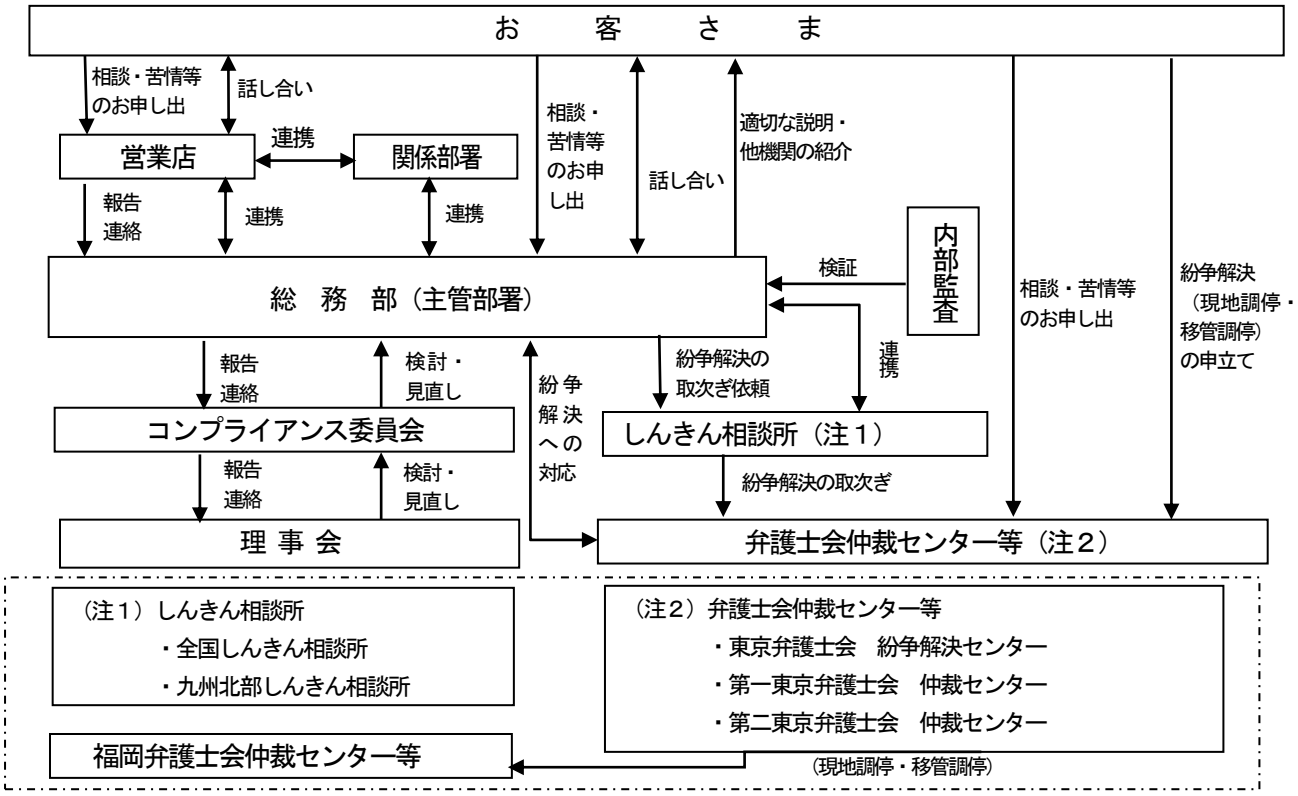

【令和７年１月現在】